



建設キャリアアップシステム(CCUS)

— 概要・登録編 —

1. 建設キャリアアップシステムについて
2. 技能者と専門工事企業的能力評価について
3. 関連施策の動向について
4. CCUS普及・促進に向けた取り組みについて
5. 申請・登録について
6. CCUS登録などの様々なサポートについて

2023.2.14版

1. 建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは
建設キャリアアップシステムの概要
建設キャリアアップシステムの基本構成
CCUSとSDGs(建設業の役割)

建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

CCUSとは

- 技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組み

CCUSの目的

- 技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげる
 - 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくる
- ➡ 若い世代が安心して働き続けられる建設業界を目指す

事前登録（事業者登録、技能者登録）

事業者登録

所在地、建設業許可番号、
社会保険・建退共加入状況 等

技能者登録

本人情報、所属事業者名、社会保険・建退共加入状況、保有資格 等

現場運用（現場登録、施工体制技能者登録）

① 現場登録（元請）

② 施工体制登録（元請、各下請）

元請

下請

③ 施工体制技能者登録（各下請）

作業員名簿

現場運用（就業履歴の登録）

現場でのカードタッチ等で就業履歴が登録

登録した就業履歴

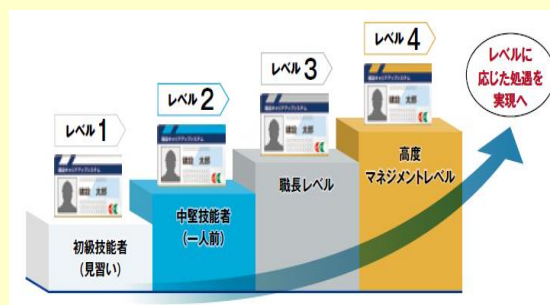
+

保有資格

+

職長・班長の経験年数

能力評価・施工能力等の見える化



賃金・処遇改善

専門工事企業の
施工能力の見える化

ゴールドカード：●●人
シルバーカード：▲▲人

判定結果：★★★★

技能者の
能力評価

- ◎ 若い世代がキャリアパスの見通しをもてる
- ◎ 技能・経験に応じて処遇を改善する
- ◎ 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

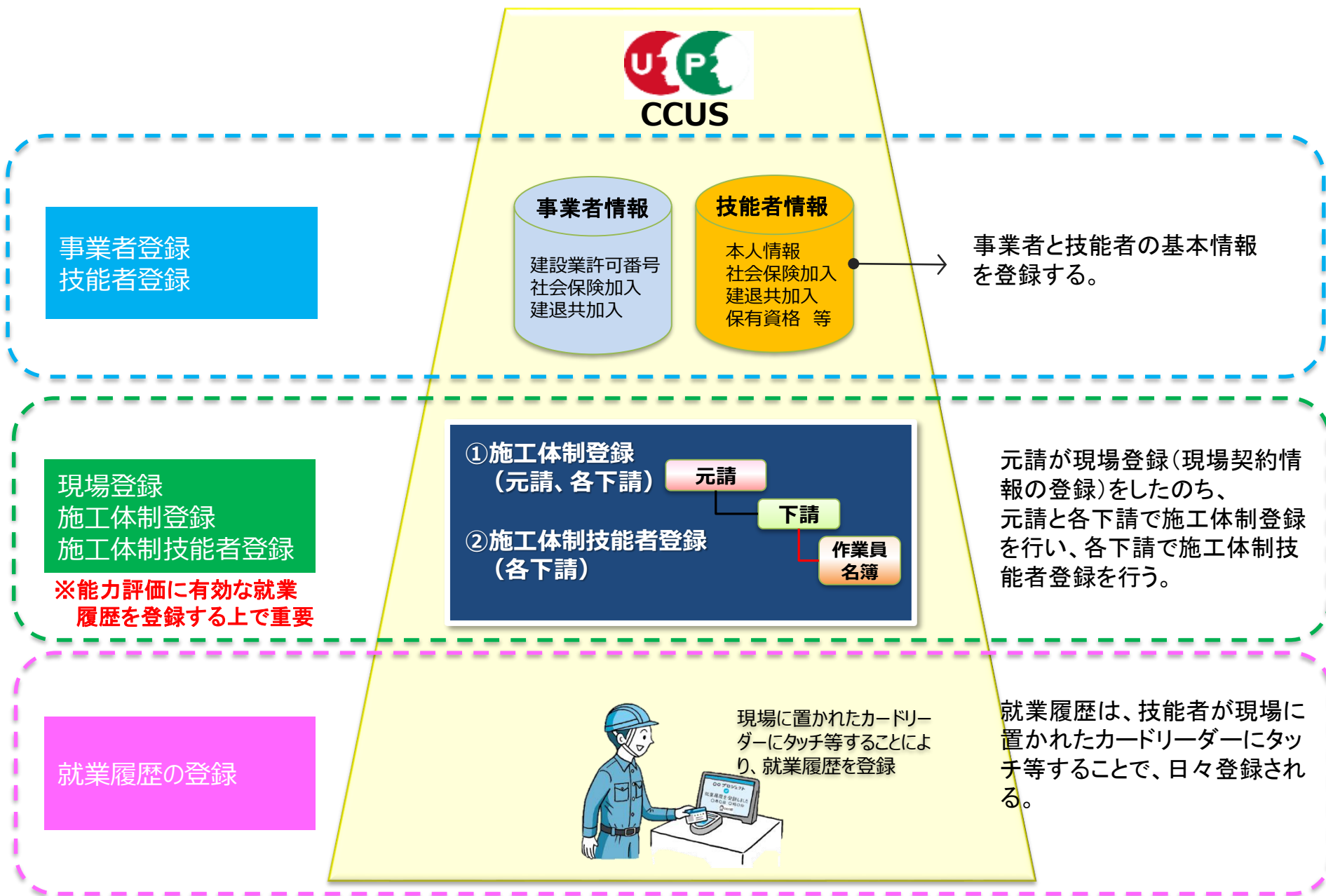
現場管理、
建退共事務
などの効率化

現場管理の効率化

技能者の「社保加入」「資格保有」
等の確認など

建退共や安全書類
へのデータ連携

建退共の電子申請方式や安
全書類とのデータ連携

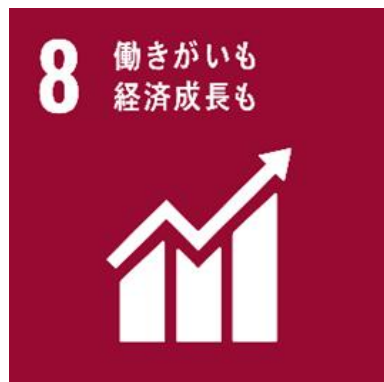




—持続可能な開発目標—

建設業の役割

日本国土の発展を支え明るい未来をつくる
「地域の守り手」という重要な役割を担う



2. 技能者と専門工事企業の能力評価

技能者能力の適正評価について

建設技能者の能力評価制度実施スキーム

能力評価基準の認定を受けた38分野

評価対象職種の能力評価基準 の一例

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度

施工能力等の見える化評価 実施機関一覧

○能力評価基準に基づいた枠組み、能力に見合う処遇・賃金の実現に向けた環境整備を行う。

※参照:令和2(2020)年3月31日専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示及びガイドライン

○技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取り組みを進化させ賃金上昇へとつなげる

技能者の能力評価

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- 工事を収める能力（登録基幹技能者・職長経験）

CCUSにより
客観的に把握

これらを組み合わせて評価

評価基準に合わせてカードを色分け



CCUSカードの色がレベル表示となる

事業者がCCUSに施工体制と技能者(作業員名簿)を登録
技能者は、現場でカードリーダーなどにより就業履歴蓄積



経験・知識・技能等を評価しレベルアップ

能力に応じた処遇の実現！

○技能者の能力評価は、能力評価制度協議会のもと、職種ごとの能力評価団体が行います。
評価の申請は、職種ごとの能力評価団体に対して建設技能者の方が行っていただくことになります。

※能力評価制度推進協議会は、能力評価実施機関38分野の各団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会

○評価の対象職種及び能力評価の申請手続きは、国土交通省HPを確認の上、各能力評価団体HPの手続き方法をご確認ください。

※国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

申請者

所属事業者など(代行申請)

技能者

能力評価の申請

必要な申請書類

- ① CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書 兼
キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細
- ④ 経歴証明書 等
(CCUS利用開始前の経験の
評価を求める場合に必要)

料金支払
評価申請

能力評価制度推進協議会

分野ごとの
能力評価実施団体
(委託による実施含む)

審査

能力評価基準

『就業日数』
『保有資格等』
『職長・班長と
しての就業日数』

結果通知

発行依頼

カード発行



建設キャリアアップ システム (CCUS) (一財) 建設業振興基金

【事業者情報】

【技能者情報】

- 経験 (就業日数)
- 知識・技能 (保有資格等)
- マネジメント能力
(職長や班長としての就業日数)

【現場情報】

評価の実施

※CCUSと連携したレベル判定を活用

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1～2か月程度の見込みとなります

分野	能力評価実施団体名	電話
電気工事	(一社)日本電設工業協会	03-5413-2161
橋梁	(一社)日本橋梁建設協会	03-3507-5225
造園	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	03-5684-0011 03-3293-7577
コンクリート圧送	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731
防水	(一社)全国防水工事業協会	03-5298-3793
トンネル	(一社)日本トンネル専門工事業協会	03-5251-4150
建設塗装	(一社)日本塗装工業会	03-3770-9901
左官	(一社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560
機械土工	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727
海上起重	(一社)日本海上起重技術協会	03-5640-2941
PC	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545
鉄筋	(公社)全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959
圧接	全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966
型枠	(一社)日本型枠工事業協会 (一社)日本空調衛生工事業協会	03-6435-6208 03-3553-6431
配管	(一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	03-6803-2563 03-5981-8957
とび	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	03-3972-7221 03-3434-8805
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990
内装仕上工事	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	03-3666-4482 03-3239-6551 03-3431-2775
発破・破砕	(一社)日本発破・破砕協会	03-5644-8750
建築測量	(一社) 全国建築測量協会	03-6416-0845

評価分野	能力評価実施団体名	電話
サッシ・カーテンウォール	(一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	03-6721-5934 03-6459-0730
エクステリア	(公社)日本エクステリア建設業協会	03-3865-5671
建築板金	(一社)日本建築板金協会	03-3453-7698
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	03-3379-4338
ダクト	(一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	03-5567-0071 03-3553-6431
保温保冷	(一社)日本保温保冷工業協会	03-3865-0785
グラウト	(一社)日本グラウト協会	03-3816-2681
冷凍空調	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	03-3435-9411
運動施設	(一社)日本運動施設建設業協会	03-6683-8865
基礎ぐい工事	(一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	03-3612-6611 03-6661-0128
タイル張り	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023
道路標識・路面標示	(一社)全国道路標識標示業協会	03-3262-0836
消防施設	(一社)消防施設工事協会 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会	03-3288-0352 03-3200-6221 03-5540-6678
建築大工	(一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	03-3537-0287 03-3588-8808 03-5280-3124
ALC	(一社)ALC協会	03-5256-0432
土工	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727
ウレタン	(一社)日本ウレタン断熱協会	03-3667-1075
硝子工事	全国板硝子商工協同組合連合会 全国板硝子工事協同組合連合会	03-5649-8577 03-6413-6222

※対象となる認定を受けた職種は国土交通省HPでご確認いただけます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000044.html

- 建設キャリアアップシステムに登録される情報や、技能者の能力評価制度を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保等につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無、許可年数
	財務状況等
	取引先
	団体加入の有無 等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等
コンプライアンス	建設業法の法令遵守
	労働基準関係法令違反の状況
	社会保険加入状況
	コンプライアンス確保の取組 等

【評価結果】

基礎情報	★★★★
施工能力	★★★★
コンプライアンス	★★★★

★～★★★★の4段階で評価

(見える化ロゴマーク・バナー)



- 評価結果を国交省HP等で公表
- 評価内容の情報も希望があれば公表可能

【見える化評価団体一覧】 (2023年1月現在)

- ① 切断穿孔
ダイヤモンド工事業協同組合
 - ② 機械土工
(一社) 日本機械土工協会
 - ③ 建築大工(工務店)
全国建設労働組合総連合
(一社) JBN・全国工務店協会
(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
 - ④ とび・土工
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
 - ⑤ 基礎ぐい
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
 - ⑥ 土工
(一社) 日本機械土工協会
 - ⑦ PC工事
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- ※取り組む専門工事業団体、企業が増加しています。

※業種ごとに選択評価内容の追加も可能

受注機会の増加・入職者の確保

求人活動

- ・ハローワークや学校で建設業入職を目指す求職者にCCUS登録、見える化評価企業への応募勧奨や特記事項でPR
- ・技能者を育成する企業としてアピールできる

建築主・元請企業

- ・下請け業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ・協力会社のレベルアップ、意識向上につなげる
- ・新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用

職種	見える化評価実施機関	問合せ先・団体HP	申込HP
基礎ぐい	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611 http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/	http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html
	(一社) 日本基礎建設協会	03-6661-0128 http://www.kisokyo.or.jp/	準備中
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 https://www.dca.or.jp/	https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html
機械土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html
建築大工 (工務店)	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221 https://www.zenkenoren.org/	https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/
	(一社) JBN・全国工務店協会	03-5540-6678 https://www.jbn-support.jp/	準備中
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287 https://www.jyukatsukyo.or.jp/	準備中
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959 https://www.zentekkin.or.jp/	準備中
鳶・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 http://nihonkutai.or.jp/	https://nihonkutai.or.jp/
土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	http://www.jemca.jp/mieruka/dokou_mieruka.html
左官	(一社) 日本左官業組合連合会	03-3269-0560 http://www.nissaren.or.jp/	準備中
PC工事	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545 http://www.pckouji.jp/	http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	(検討中)	
圧接	全国圧接業協同組合連合会	(検討中)	
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会	(検討中)	
配管	全国管工事業協同組合連合会	(検討中)	
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会	(検討中)	
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会	(検討中)	
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会	(検討中)	

3. 関連施策の動向について

公共工事におけるCCUS活用の促進

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

公共工事入札契約適正化指針の改正について

経営事項審査におけるCCUS活用状況の加点評価基準について

公共発注者支援機能について

監理技術者等の専任制度に関する見直し方針

適正な一人親方の判断基準について

建退共電子申請化とCCUSとの連携

建退共電子申請 一括作業方式の手続概要

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国土交通省資料

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【土木工事】 青字:令和4年7月以降入札公告工事より

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化:全国で64件(R3年度契約))
(活用推奨:全国で16件(R3年度契約))

➢ 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
➢ これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
➢ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある34都道府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行
- 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

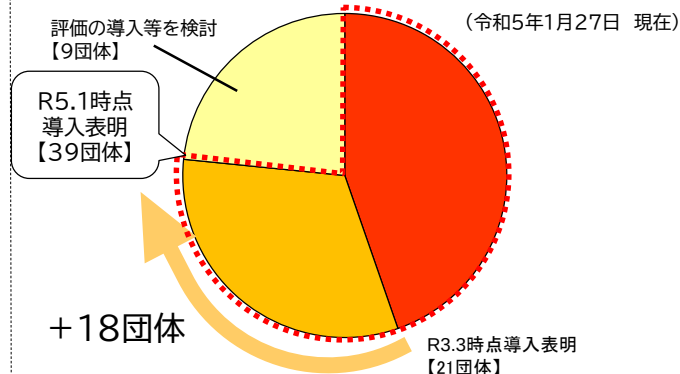
- CCUS活用モデル工事
(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- 39道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)
- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施
- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定
- NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**34都道府県で実施予定（他に3協会が検討中）**
 - 都道府県発注工事は、**39道府県が企業評価の導入等を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事評定での加点(21道府県)、総合評価における加点(18府県)、カードリーダー等費用補助(15道県) など
- 国土交通省資料

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県		●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県		★
茨城県		●	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県		△	徳島県	●	○
東京都	●	△	香川県	○	◎★
神奈川県		★	愛媛県	●	●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県	●	△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎○	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	●	沖縄県	●	●
三重県	○	★			

(令和5年2月6日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和4年4月以降に表明されたもの
 ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
 ※北海道は0.5億～2.5億円
 国土交通省調べ 等

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和4年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象) 等

【山梨県】総合評価において加点

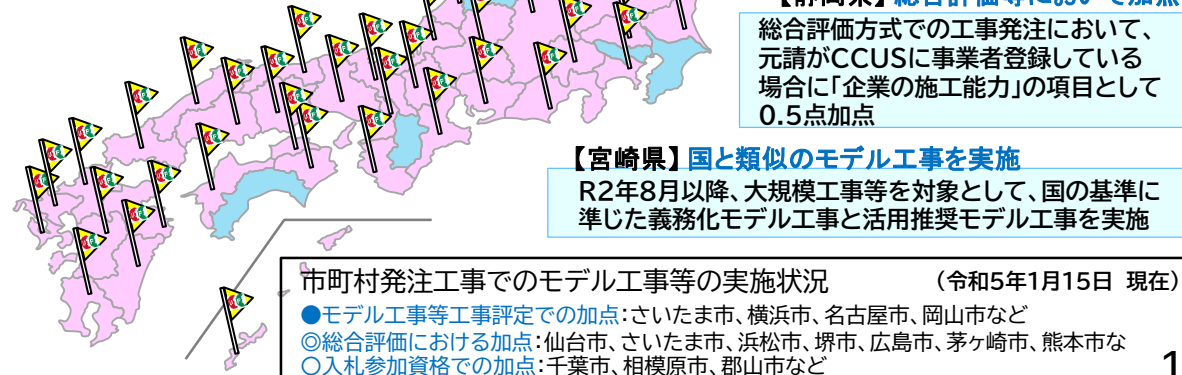
県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた35都府県で実施予定（他に3協会が検討中）
- 都道府県発注工事: 39団体が企業評価の導入を表明
- 指定都市発注工事: 14団体が企業評価実施中

国土交通省資料

都道府県におけるCCUSにかかるモデル工事等状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●
青森県					
岩手県		●			●
宮城県	●	●	●		●
秋田県	●		●	●	
山形県					
福島県	●	●	●		
茨城県		●			
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●		○	●
千葉県					
東京都	●				
神奈川県					●
新潟県					
富山県	●				
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●		●		
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●	●			
三重県	○				●

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●				
和歌山県	●			●	
鳥取県					●
島根県	●		●		
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●		
山口県	●	●			
徳島県	●			●	
香川県	○		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	○				
福岡県				●	
佐賀県	●				●
長崎県	●		●		
熊本県	●	●			●
大分県	●				●
宮崎県	●	●	●	●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●			

指定都市における〃モデル工事等状況

指定都市名	工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市				
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市				
相模原市			●	
新潟市				
静岡市				
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市				
福岡市				
熊本市		●		

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
 - 協会において検討中
- 国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価>

- 導入済
 - 導入予定
- 令和4年4月以降実施

(令和5年2月6日 現在)

改正前

最終変更: 令和元年10月18日閣議決定

国土交通省資料

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

- (6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

改正後

令和4年5月20日閣議決定

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

- (6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

地公体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和4年6月1日付)で対応を要請

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

国土交通省資料

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事 | <div style="display: flex; align-items: center;"> { <div> 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事
 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 </div> } </div> |
|---|--|

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

■ 発注者支援機能とは

発注者支援機能とは、公共発注者と元請事業者とのCCUSモデル工事等に係る契約に基づき、元請事業者が公共発注者に対して、当該現場のCCUS運用状況の報告ができる機能です。元請事業者はCCUSに発注者支援機能の設定を行うことにより、公共発注者がCCUSより当該現場の情報（「CCUS利用状況」「週休2日達成状況」「安全書類等」）をExcelファイルまたはZIPファイル（CSVファイル）にてダウンロードできるようにするものです。

< 公共発注者が確認できる情報 >

【1. CCUS利用状況】

- ① 平均就業履歴蓄積率の算出
- ② 平均登録事業者率の算出
- ③ 事業者一覧
- ④ 平均登録技能者率の算出
- ⑤ 技能者一覧
- ⑥ レベル別・職種別の算出（就業日数）
- ⑦ レベル別・分野別の算出（就業日数）

※公共発注者は、①～⑤を集計するためには、以下のとおり、別途、各情報の入力が必要です。

- ②～⑤：計測日、①：対象期間中の全技能者数
- ②：計測日の全下請事業者数
- ④：計測日の全技能者数

【2. 週休2日達成状況】

- ⑧ 現場閉所率の算出
- ⑨ 平均就業日数の算出
当該現場（自現場）のみまたは、
当該現場＋当該現場以外の現場
（自現場＋他現場）

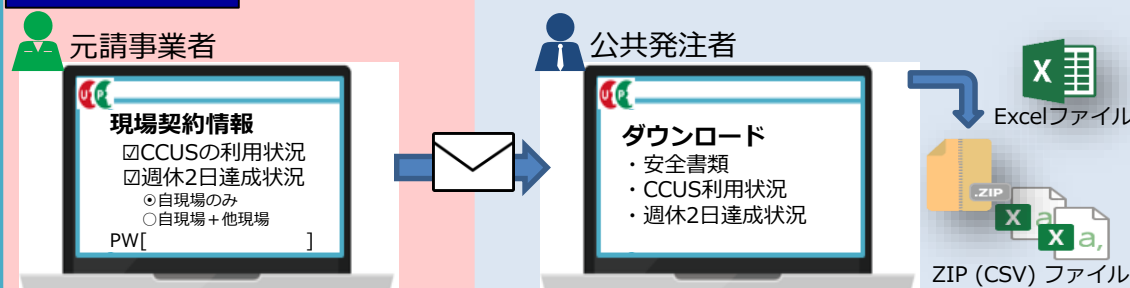
※⑨で他現場に係る就業履歴も対象とするためには、元請事業者は各事業者の同意を得てCCUSに登録する必要があります。

【3. 安全書類等】

- ⑩ 施工体制台帳
- ⑪ 作業員名簿
- ⑫ 施工体系図
- ⑬ 下請負業者編成表
- ⑭ 再下請負通知書
- ⑮ 社会保険加入状況

※⑩～⑮は、CCUSの既存機能を活用するものであるため、必ずしも当該書類の必要事項の全てが記載されているものではありません。

< 操作手順 >



元請事業者は、CCUSに発注者支援機能を設定し、公共発注者に当該現場（自現場）の情報をダウンロードするためのログインID、パスワードをメール等により報告

公共発注者は、CCUSにログインの上、自現場の情報（ExcelファイルまたはCSVファイル）をダウンロードすることにより情報を確認

< 公共発注者によるダウンロード可能時期 >

【CCUS利用状況】（CSVファイル）

- ① ⇒ 当月分を翌月中旬～
- ②～⑤ ⇒ 計測日の翌週中～
- ⑥、⑦ ⇒ 竣工後の翌月中旬～
（就業履歴蓄積期間 終了日）

【週休2日達成状況】（CSVファイル）

- ⑧～⑨ ⇒ 当月分を翌月中旬～

【安全書類等】（Excelファイル）

- ⑩～⑮ ⇒ 随時

※CSVファイルはCCUSが提供するExcelファイルに取り込むことにより、帳票形式で活用可能

■ 公共発注者が確認できる情報

区分	帳票名	帳票説明	集計時期
C C U S 利 用 状 況	① 平均就業履歴蓄積率の算出	・ CCUSに登録された技能者の一定期間における日ごとの延べ就業履歴蓄積人数（A）を提供 ⇒ Aを分子として、公共発注者が別途、把握した自現場に入場した全技能者の人数を分母とすることで、自現場におけるCCUSの 平均就業履歴蓄積率 を算出	月次
	② 平均登録事業者率の算出	・ 公共発注者が設定した計測日におけるCCUS施工体制に登録された事業者数（B）を提供 ⇒ B等を分子として、公共発注者が別途、把握した計測日における契約関係のある全下請事業者数を分母とすることで、当該計測日におけるCCUSの 登録事業者率 及び 平均登録事業者率 を算出	計測日
	③ 事業者一覧	・ ②の登録事業者率算出の対象となったCCUSの 事業者一覧 を提供	
	④ 平均登録技能者率の算出	・ 公共発注者が設定した計測日におけるCCUS施工体制技能者に登録された技能者数（C）を提供 ⇒ C等を分子として、公共発注者が別途、把握した計測日における現場入場した全技能者数を分母とすることで、当該計測日におけるCCUSの 登録技能者率 及び 平均登録技能者率 を算出	
	⑤ 技能者一覧	・ ④の登録技能者率算出の対象となったCCUSの 技能者一覧 を提供	
	⑥ レベル別・職種別の算出	・ CCUSに登録された レベル別・職種別 の就業日数を算出（全工事期間分）	竣工後
	⑦ レベル別・分野別の算出	・ CCUSに登録された レベル別・分野別 の就業日数を算出（全工事期間分）	
週休2日達成状況	⑧ 現場閉所率の算出	・ CCUSに登録された日ごとの就業履歴蓄積人数（D）を提供 ⇒ 一定期間におけるDの就業履歴蓄積人数が一定数以下の日（例：2日以下）を分子として、当該月の日数を分母とすることで当該月の 現場閉所率 を算出 （現場閉所率から4週8休、4週7休、4週6休等の達成状況の確認可能）	月次
	⑨ 平均就業日数の算出	・ CCUSに登録された「自現場のみ」または「自現場＋他現場」における就業日数ごとの技能者数（E）を提供 ⇒ Eの全就業日数を分子として、Eの全技能者数を分母とすることで 平均就業日数 を算出 ⇒ 休日数（当該月の日数－平均就業日数）を分子として、当該月の日数を分母とすることで 休日率 を算出 （平均就業日数から4週8休、4週7休、4週6休の達成状況の確認可能）等	

令和4年4月25日 第4回適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)資料3

国土交通省資料を編集

- 専任不要上限額の引き上げ
技術者の選任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税等を踏まえ、基準額を引き上げ。
- 兼任可能な制度の新設
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- その他の検討
技術者配置の運用の見直し

現行制度

原則専任

請負金額3500万円以上
(建築一式7000万円以上)

専任不要の上限額
請負金額3500万円未満
(建築一式7000万円未満)

見直し後

原則専任

請負金額1億円以上
(建築一式2億円以上)



兼任制度の新設
遠隔施工管理等の活用
請負金額4000万円～1億円未満
(建築一式8000万円～2億円未満)

専任不要の上限額の引き上げ

請負金額4000万円
(建築一式8000万円)

工事現場について

- ・工事請負金額がいずれも1億円未満の2現場を兼務すること
(建築一式工事は2億円未満)
- ・監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること
- ・各現場が一日に巡回可能な範囲
(現場間を2時間程度で移動できる距離)にあること

施工体制について

- ・連絡要員（現場実務経験1年以上）を配置すること。
(専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能)
 - ・当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
 - ・日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。
- ※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

運用について

- ・兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意しつつ施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼務した場合の業務量等を十分に検討

- 明らかに実態が雇用労働者であるにもかかわらず一人親方としては扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
- 実務経験年数が相当程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

出所：国土交通省「建設業の一人親方に関する検討会中間とりまとめ及び第6回建設業の一人親方問題に関する検討会」

建設キャリアアップシステムの活用 目安の明確化、元請による確認

適正一人親方

- ①自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
- ②CCUSレベル3相当以上の技量(相応の実務経験年数、技術と法的知識の習得者)

規制逃れを目的とした一人親方防止対策



元請、上位企業による確認



雇用契約締結、社会保険加入を促進

- 社員とすべき者
- ①10代～20代前半の技能者で雇用保険未加入者
 - ②経験年数3年未満の一人親方



リーフレット発行:国土交通省

一人親方問題への対応

社会保険加入逃れ対応、未熟な技能者の処遇改善、技能向上の観点から、国土交通省及び業界として「適正一人親方の目安」に満たない技能者を雇用関係へと誘導していく方針

社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

CCUSの登録情報で一人親方であることを確認した場合、「適正一人親方の目安」等を活用し一人で請け負って仕事ができる職種または仕事の確認、対応を行う

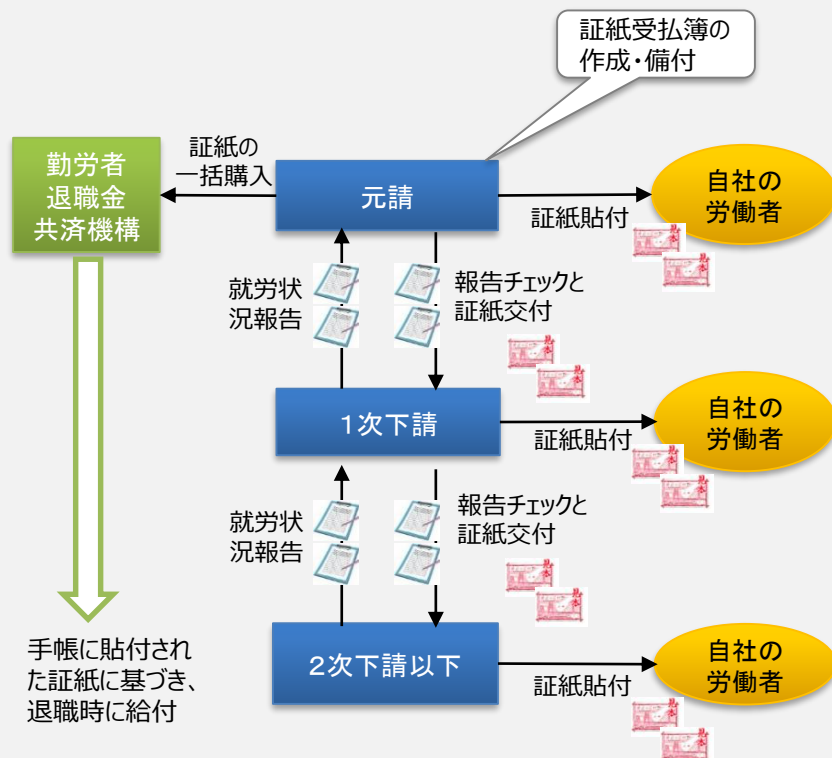
自社の雇用している技能者と同額程度の報酬であれば、働き方に合わせ適切に雇用契約を締結すべきと考えられる

- 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進 建退共資料
※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定

建退共資料を編集

現行方式(証紙受払の書面管理)

- 現行の証紙方式では、一人ひとりの技能者への証紙の交付事務が煩雑で、貼付が不徹底



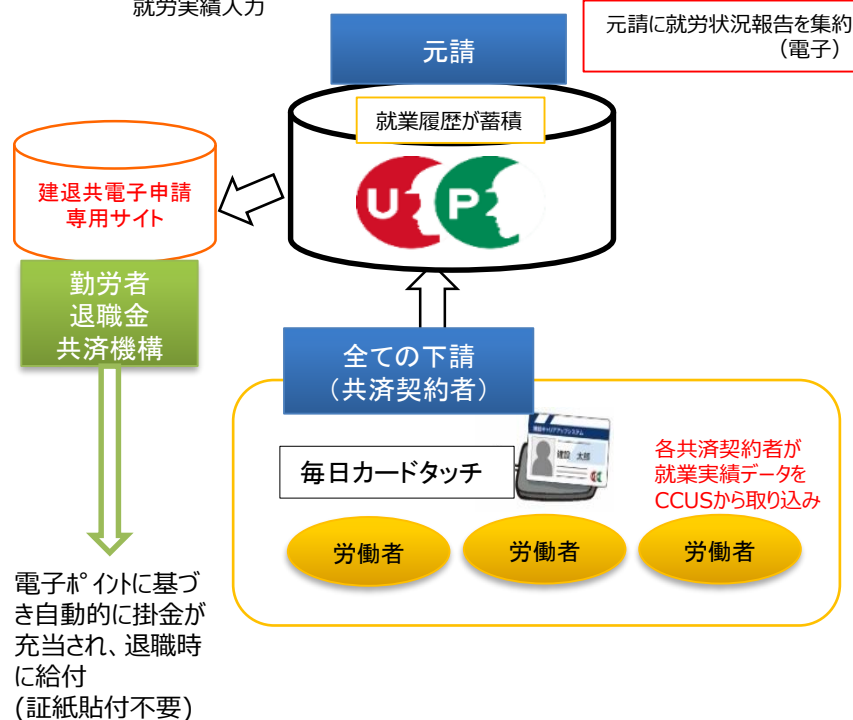
順次移行を促進

CCUS活用型電子申請方式

- CCUSで蓄積された**就業履歴を掛金充当に活用**し、退職金給付の徹底と事務の効率化
※電子申請方式のみの活用も可能

注意

電子給与購入
就労実績入力



1. 工事契約締結後の手続（元請一括作業方式・一次下請一括作業方式共通）

CCUSに一括作業方式現場として登録、建退共への現場契約情報の登録

※公共工事では、契約後40日以内(電子申請方式の場合)に発注者に掛金収納書の提出が義務付けられているため契約に応じた所定の退職金ポイントを事前に購入する必要があります。
なお、一括作業方式の場合、原則、元請事業者が退職金ポイントを事前に購入することを前提としています。

一次事業者
のみ手続

元請事業者
のみ手続

元請・一次事業者
共通手続

元請事業者が、以下の手続を実施（手順0～5）

< 建退共関係手続 >

手順0 就労ツールダウンロード・初期設定

建退共ホームページで就労ツールをダウンロードし、会社情報を登録

※一次下請一括作業方式の場合、各一次事業者も実施



手順3 就労ツール現場・契約情報取込

元請事業者のPCに保存した現場契約情報CSVファイルを就労ツールに取込・内容確認



手順4 就労ツール工事情報ファイル作成

就労ツールで電子申請用の工事情報ファイルを作成



手順5 電子申請専用サイトへのアップロード

ダウンロードした工事情報ファイルを電子申請専用サイトへアップロード（現場契約情報の登録完了）

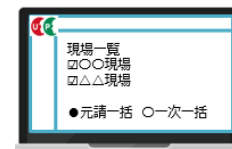


取込

< CCUS関係手続 >

手順1 建退共連携設定

CCUSにログインし、建退共連携設定（現場を選択後、元請一括／一次一括どちらかの選択）



手順2 現場・契約情報出力

現場契約情報CSVファイルをダウンロード



次頁 手順6へ

2-1. 原則、毎月の手続(元請一括作業方式の場合)

CCUS就業履歴を活用した建退共へのデータ連携

元請事業者が、以下の手続を実施（手順6～9）

一次事業者
のみ手続

元請事業者
のみ手続

元請・一次事業者
共通手続

< 建退共関係手続 >

手順5から

手順7 就労ツールへ就業履歴情報等取込
元請事業者のPCに就業履歴情報等ファイルを保存し、就労ツールに取込の上、内容確認

手順8 就労ツール就労実績ファイル作成
就労ツールから電子申請用の就労実績ファイルを作成

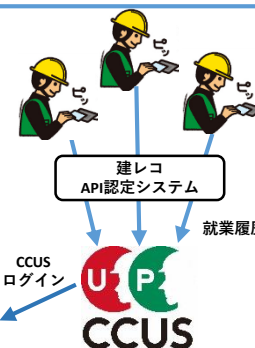
手順9 電子申請専用サイトへのアップロード
ダウンロードした就労実績ファイルを電子申請専用サイトへアップロード

以上で、毎月の就労実績報告は完了です。
これにより、元請事業者が事前に購入した退職金ポイントが、被共済者の掛金に充当されます。

< CCUS関係手続 >

手順6 就業履歴情報等ダウンロード
CCUSにログインし、就業履歴情報等ファイルをダウンロード

取込



※毎月末締め就業履歴情報等ファイルが翌月10日目途に元請事業者のCCUS画面のダウンロードメニューに格納される。

2-2. 原則、毎月の手続(一次下請一括作業方式の場合)

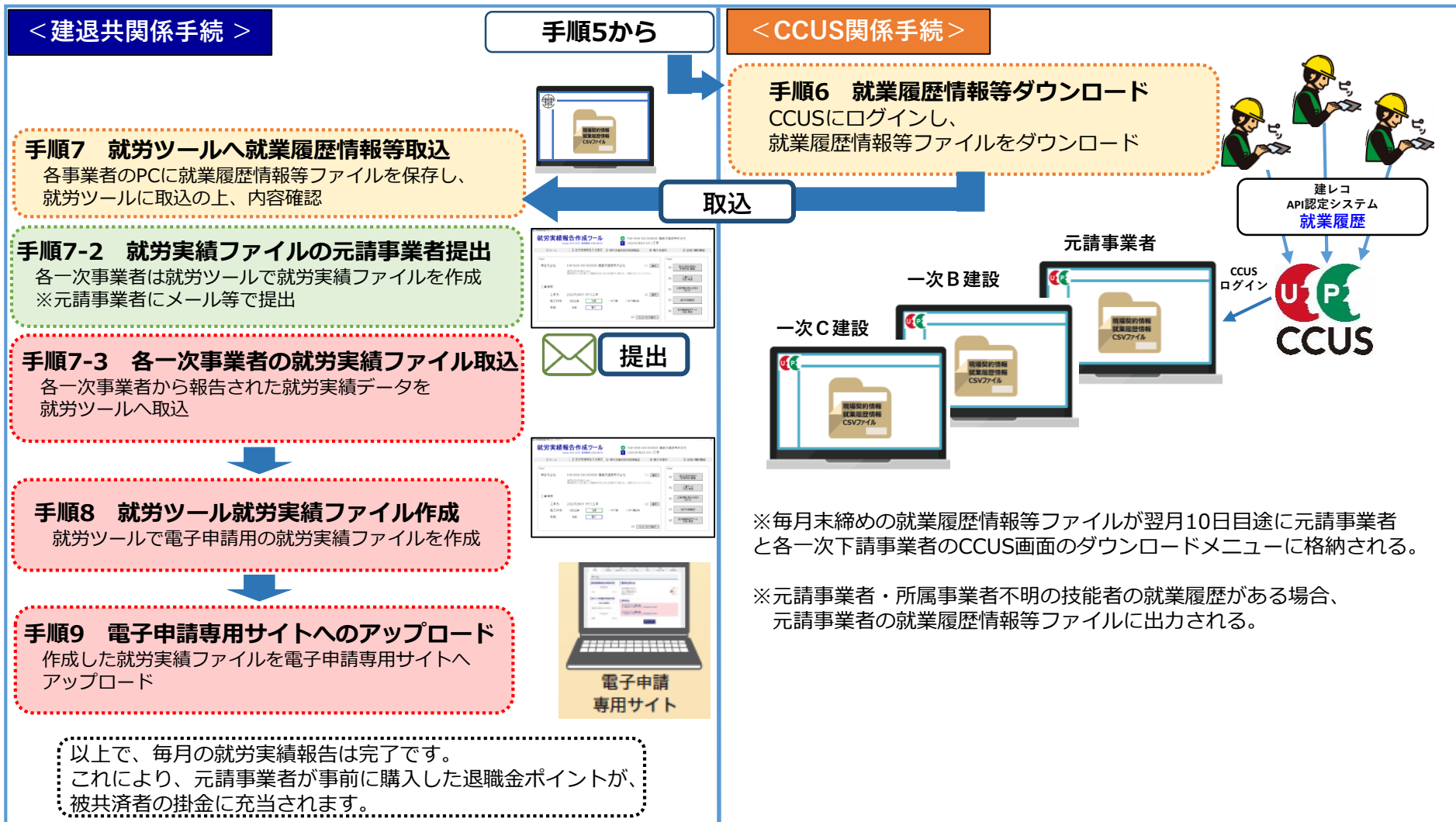
CCUS就業履歴を活用した建退共へのデータ連携

元請事業者と各一次事業者が、以下の手続を実施(手順6～9)

一次事業者
のみ手続

元請事業者
のみ手続

元請・一次事業者
共通手続



4. CCUS普及・促進に向けた取り組み

厚生労働省 CCUS人材確保等助成金(概要)

ハローワーク等でのCCUS登録企業への応募勧奨

民間システムとCCUSのAPI連携

小規模現場での利用促進に向けた取組

CCUSカードリーダーモニターの募集について

元請のカードリーダー設置イメージ

CCUS登録技能者への特典情報の提供

元請独自のメリット提供 現場イベント参加型ポイント制度の試行

元請独自のメリット提供 CCUS応援自販機

求人・求職活動等の場面でのメリット創出(民間マッチングサイト)

趣旨

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を人材確保等支援助成金に新たなコースとして創設。

助成対象者

建設事業主団体（次の要件を全て満たす団体：任意団体も可）

- ① 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- ② 構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上であること
- ③ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること

※ 助成金の活用にあたっては、事業推進委員会を設置し、同委員会において、最大1年間の事業年間計画を策定の上、実施した取組に対する効果検証を行うことが必要。

建設事業主団体 (構成員10以上、常時雇用労働者50人以上)			
建設事業主 (建設労働者を「雇用」し「建設業」を営む者) 50%以上		建設事業主以外 (1人親方等) 50%以下	
雇用保険 加入の 建設事業主 25%以上	雇用保険 未加入の 建設事業主 25%以下		

助成額

中小建設事業主団体:対象経費の2/3
上記以外の団体 :対象経費の1/2

※中小建設事業主団体
構成員のうち中小建設事業主(資本金3億円以下又は労働者数300人以下)の割合が2/3以上の団体

支給上限額

1団体につき1事業年度(4/1~3/31)の上限額

全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円

対象事業及び対象経費

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業	・ 事業者登録料 (※1) ・ 技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料 (※2) について中小構成員等に対し補助した額 ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年也可 (1事業主において各登録料・手数料につき1回)
2 CCUS等登録手続支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続を支援する事業	・ 申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・ 申請手続等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費	各建設事業主団体につき1回限り(最長1年間)
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業	・ カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用(初期費用・月額利用料等) 、機器設置費用、説明会開催費用など ※ 各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内(最大1年間) ・ 上記費用について中小構成員等に対し補助した額	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年也可 (1事業主につき1回)

(注) 中小構成員等: 構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。



建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

転用: 厚生労働省資料

○ 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施(R3.7.30～)

- ①建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨
- ②技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主(求人者)に対し、求人票の作成支援

国土交通省資料

【求職者にとってのメリット】

- ・ CCUS登録企業であることが、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。
- ⇒ 長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業者等、企業にとってのメリット】

- ・ ハローワークにおいて求職者に対して推薦(応募勧奨)を受けることが可能となる。
- ・ 加えて求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

(記載例)

建設キャリアアップシステム登録事業者です。
施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

⇒ 求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保することができる

【建設事業主向けリーフレット】

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設キャリアアップシステム
Construction Career Up System
の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム(CCUS)は、
✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備
を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。
2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。詳しくは裏面へ

【求職者向けリーフレット】

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる!

新3Kに向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

給与(K)

が良い

- ・ 賃金改善を推進(土木工事設計技術職種の給与向上)
- ・ 職人の給与は約18%UP
(出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」令和2年調査)

休暇(K)

が取れる

- ・ 土日祝所などにより、週休2日を後押し
- ・ 働き方改革により、労働時間を短縮

希望(K)

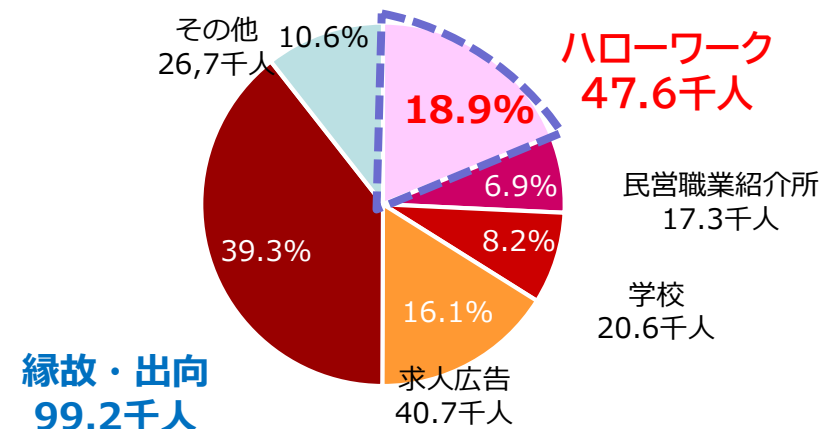
が持てる

- ・ 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能と経験を証明
- ・ 技能と経験のレベルに応じた4色のカードを交付
- ・ カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します

詳しくは裏面へ

CCUS

○建設業の入職経路 (ハローワークの利用状況)



民間システム

- ① CCUSからの施工体制技能者情報(氏名や住所等)の一括取込みが可能
- ② 現場情報をCCUSへ連携可能。CCUSでの施工体制登録作業等が効率化
- ③ 就業履歴情報をCCUSへ自動蓄積可能

※詳しくはCCUSホームページの「標準API連携認定システム」をご参照ください

既存民間システム

システム名	提供会社	連携している機能	
		就業履歴蓄積	施工体制・技能者情報
★建レコ(アプリケーション)	建設業振興基金	○	—
	キッズウェイ、アクティオほか		—
EasyPass	アートサービス	○	—
WIZDOM	アウトソーシングテクノロジー	○	○
Buldee	リバスタ	○	○
ワイズワーク	ヨコハマシステムズ	○	—
TcPass	東急建設	○	—
建設現場顔認証入退管理サービス	日本電気	○	—
グリーンサイト	MCデータプラス	○	○
キャリアリンク	コムテックス	○	○
コムテックス認定システム		○	—
Greenfile.work	シェルフィー	○	○
ANDPAD	アンドパッド	○	○
カメレオンコード入退場管理システム(CCS)	サコス	○	—

データ 取り込み

蓄積

①就業履歴

連携(一部)

②施工体制

③技能者情報



事業者情報

技能者情報

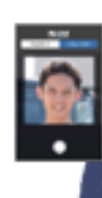
現場情報

就業履歴 蓄積

施工体制

作業員名簿

入退場デバイス



顔認証

カードリーダー



携帯電話発信
(ガラケー・スマホ)

※民間システムによってデータ蓄積・連携の方法などは異なります。

2022年11月現在、10社を認定

- 国土交通省において、中小ゼネコンや工務店等の小規模現場でカードリーダーを使わずに就業履歴を蓄積するデバイス(電話発信方式、顔認証方式)の実証実験を実施(2020年12月～)。
- さらに、2021年度に国土交通省の補助金を活用して、住宅等の小規模な現場において利用を支援(2021年5月～：参加事業者50社、93現場)。

小規模現場における電話発信方式、顔認証方式での就業履歴の蓄積

携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積(2021年10月から提供開始)。



国土交通省の実証実験の結果

○期間:2020年12月21日～2021年7月31日

○参加モニター:事業者30社

※アンケート結果

- ・カードリーダーで運用しにくい現場がある **88.9%**
- ・カードリーダーの適さない現場に電話発信は適している **72.2%**
- ・カードリーダーの適さない現場に顔認証は適している **64.7%**

補助金を活用した小規模現場での利用促進に向けた取組

(補助金)

住宅建設技能者のCCUS制度等の普及促進事業

(補助金交付団体)

木を活かす建築推進協議会

(参加事業者数等)

参加事業者50社、93現場(2021.12末現在)

小規模現場での利用促進に向けた取組②(ANDPAD)

- GPS(位置情報)を活用して、現場の入場・退場を管理。
- 現場にカードリーダー、顔認証デバイス等の機器設置が不要であり、小規模現場での利用に期待。
- GPSを活用して、技能者のいる位置からおおよそ1km圏内にある登録現場を、技能者のスマホ画面上に一覧表示。
- 技能者は、表示された登録現場から入場する現場を選択し、入場(又は退場)ボタンをクリックするだけで、当該現場への入場日時(又は退場日時)を登録することが可能。



(手順1)

GPS機能を活用して、1km圏内にある登録現場を、技能者のスマホ画面上に一覧表示



(手順2)

現場を選択後、入場ボタンをクリック



(手順3)

作業終了後は、退場ボタンをクリック



- ・登録技能者が100万人を突破した建設キャリアアップシステム(CCUS)の一層の普及促進に向けては、新たに経営事項審査において就業履歴蓄積のための措置を加点対象とするなど、官民を挙げた取組を実施。
- ・(一財)建設業振興基金では、就業履歴を蓄積しやすい環境整備の一環として、新規に事業者登録し、現場にカードリーダーを設置する予定の元請事業者を対象にモニター募集し、カードリーダー1台を無償貸与。
- ・これにより、課題となっている地方や中小規模事業者の登録促進・就業履歴の蓄積促進を図る。

募集要項

CCUSカードリーダーモニター

対象企業：下記募集期間内に新規に事業者登録を行い、かつ、現場登録を行った元請事業者

募集期間：2022年12月1日～2023年3月20日
(申込受付後、2023年1月より順次カードリーダーを発送予定)

募集数：2000社

内容：カードリーダー1台を無償貸与(モニター後の返却不要)

カードリーダーの種類：(申し込み時に①又は②のうち1台を選択)
①Windowsパソコン活用型 700台
②iPhone/iPad活用型・ロギング機能活用型 1,300台

モニター条件：後日、カードリーダー利用に関するアンケート調査にご協力いただけること

更なる事業者の登録と現場利用の促進を支援



技能者が現場で就業履歴を蓄積



①Dragon_CC ②Dragon_BLE

申し込みは、建設業振興基金のホームページから

- 現場入場時、携帯している建設キャリアアップカードをカードリーダーにタッチすると、現場での就業履歴がCCUSに蓄積されます。
- カードリーダーは、元請が準備します。カードを忘れたときは、CCUSにログインして就業履歴を直接に有力することも可能です。
- カードリーダーの他に、顔認証、電話発信による認証などの仕組みがあります。



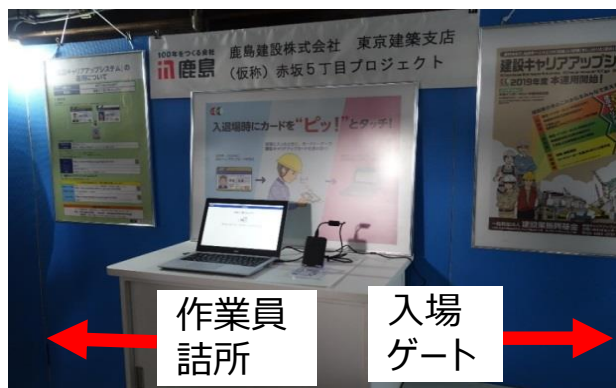
屋外のため、盗難防止や雨対策の観点から、ガードマンボックスを活用



マンションのリフォーム現場で施工しない部屋の棚に設置。日々、設置箇所を移動するため、きめ細かに周知することが重要



カードリーダーを朝礼会場に持ち込んでその場でカードをタッチ



安全通路上で、技能者が必ず通る導線上に配置



人感センサーによるスピーカーを設置して、技能者に自動呼びかけ



戸建住宅現場の屋内にiPadを設置

CCUSの技能者登録数が100万人を見通せる状況となり、CCUSの取り組みが社会的にも認知されつつあることを背景に、建設業で働く技能者の方々を応援したいという声が届き始めました。CCUSでは、こうした想いを「CCUS応援団」として受け止めさせて頂くこととしました。

CCUS応援団による特典等は、登録技能者全員に直接周知するとともに、各種媒体、CCUSのホームページ(リスト及び応援団マップ)で紹介して参ります。

特典の例

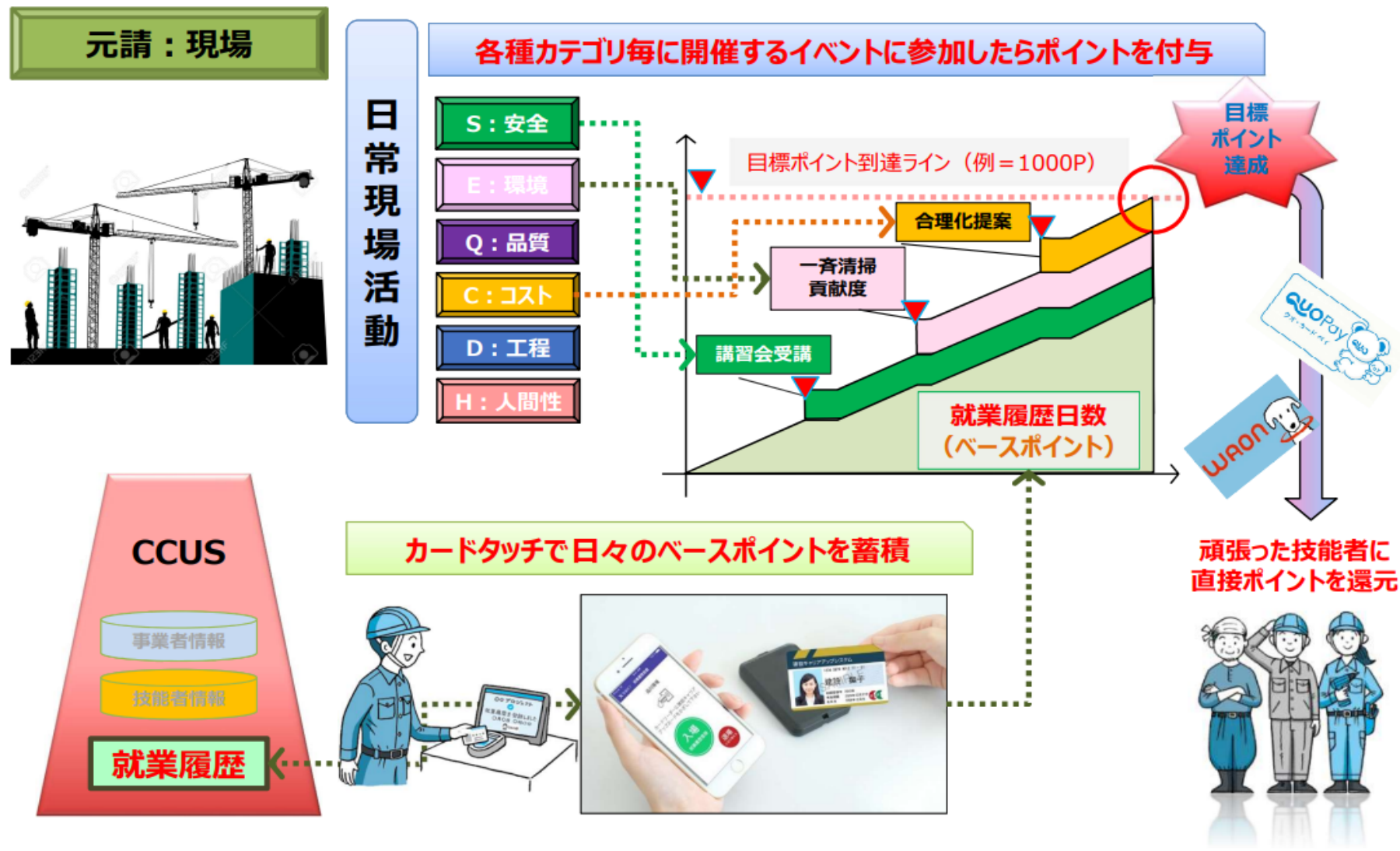
- CCUS登録者を対象とする特典…資格取得講座費用の割引、カーリース契約時のキャッシュバック など
- ECサイトにおける特典…電動工具ECサイトにおけるポイント付与 など
- CCUSカード提示による特典…飲食店におけるドリンク無料サービス、不動産仲介手数料の割引 など

カード提示によるサービスの例

- ① 特典提供をCCUSに申し込み
- ② 基準に基づき審査しCCUS応援団ステッカーを送付。店舗ドア、レジ横等に貼付
- ③ 定期的に全登録技能者に応援団店等を紹介
- ④ CCUSホームページで応援団リストを表示。また、マップ表示により検索を容易に



- CCUSのカードタッチで日々の就業履歴をベースポイントとして蓄積しながら、現場の日常活動で元請が独自に付与するポイントと合計して目標ポイントに届くと電子マネー等に還元される仕組みを試行。



- ・CCUS登録技能者へ元請が独自にメリットを提供するとともに、未登録技能者のCCUSカード取得促進を図る。
- ・CCUSカードタッチにより、飲料を無料で提供する「CCUS応援自販機」を企画。
- ・無料支給の飲料費は元請負担。週当たりの無料本数、対応期間などを設定した自販機を現場に設置するだけで良い。
- ・(一財)建設業振興基金は、現場での自販機活用を「CCUS応援自販機」と名づけ、自販機会社、建設会社の展開を期待。

CCUS応援自販機について

就業履歴蓄積の習慣づけ
CCUSカード所有意識の向上
技能者への直接メリットの提供
 現場入場の技能者に平等に配布できる。
 1ID当たり週に何本無料とするかを設定した自販機を現場に置くだけ。



「素直にうれしい」「おもしろい」
「所長に感謝しています」など

技能者の感想

※ダイバーシティ的要素（一人親方、外国人、高齢者、みんなカード保有でもらえる）

同じ現場の仲間として何か提供したいと考えていた
 （設置した現場所長の話）

企業として取り組みたかったことと一致した
 （設置した元請担当者の話）

2022年設置実績

鴻池組、東急建設、フジタ。奥村組（独自システム）

自動販売機の取り扱いはサントリービバレッジソリューション(株)
 サントリーの独自システムを活用しCCUSカードを自販機が判別し飲料を提供

設置条件は、工期1.5年以上の現場

コンビニによる、麒麟、アサヒ、大塚製薬、ポッカサッポロの商品取り扱いも可能

問合せ先：建設業振興基金 CCUS事業本部 普及促進部

設置例



**1本
無料**



■ 請負パートナーのマッチングサイト:助太刀との連携

2021.6よりCCUS登録済み助太刀ユーザーに対して
CCUSバッジ表示連携を開始し継続

2022.5までの1年間で、
375名を連携表示

技能者プロフィール画面



CCUS登録者であることをアピール

プロフィール画面
閲覧回数比較

連携前

4.9回

連携後

11.2回

バッジ表示連携利用者の声：

(ユーザー-A)

自社が受注者を探す際にCCUS登録は必須とはしていないが、助太刀のようなマッチングサービスで職人と知り合う際にその職人の「信用度」は凄く重要視している。

CCUS登録をしているとなれば、その職人に対する信用度は格段に上がるので助太刀ユーザーの中でCCUS登録者は増えて欲しい。

(ユーザー-B)

職人(技能者)のCCUSバッジ表示機能と同様に**法人(事業者)ユーザーでもバッジ表示を付けられるようにして欲しい**

※複数の事業者より同様の要望あり

(ユーザー-C)

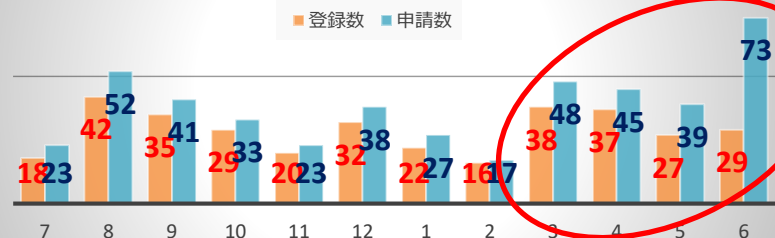
最近、CCUS登録していないと入れない現場もあるので、**CCUS登録者を優先的に探したい**。

(ユーザー-D)

CCUS登録しているような意識の高い相手先であれば、スキルも一定ありそうなので**初めての取引でも安心**できる。

2022年～直近の傾向：

バッジ表示連携申請・登録数



- ・ バッジ表示連携の申請数が最近増加傾向にある一方、申請内容不備で却下される数も増えている。
- ・ 発注者側のヒアリングの際に、「CCUSバッジ連携している受注者と繋がりたい」との要望が増えてきている。
- ・ 左記コメントは、大手ゼネコンやハウスメーカーの仕事をメインで行なっている工事会社のものが多い。

5. 申請・登録について

建設キャリアアップシステムの利用手順

建設キャリアアップカードについて

登録手続きするホームページの場所について

代行申請について(技能者・事業者登録)

申請から登録の流れ(インターネット申請)

登録料・利用料について

事業者登録のインターネット申請手続について(事業者確認書類)

技能者登録項目(簡略型・詳細型)

技能者登録のインターネット申請の必要書類(概要)

建設キャリアアップシステム 現場運用マニュアルのご紹介

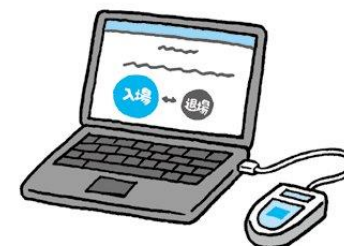
「施工体制登録」と「作業員名簿への技能者登録」について

元請

下請

技能者

1. CCUSに登録する(事業者登録、技能者登録)



元請

2. 現場登録(現場契約情報の登録) カードリーダー等を現場に設置

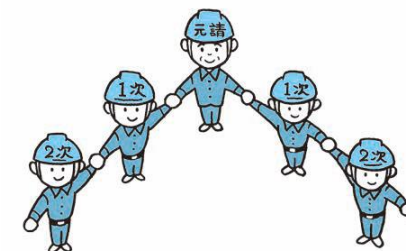
※現場ごとに現場登録を行い、カードリーダー等の就業履歴蓄積デバイスを用意

元請

下請

3. 施工体制登録、施工体制技能者登録

※現場毎ごとに、当該現場の施工に関わる事業者について施工体制登録を行い、当該現場の施工に係る技能者について施工体制技能者登録を行う。



技能者

4. 現場に置かれたカードリーダーにタッチ等 することで就業履歴が蓄積

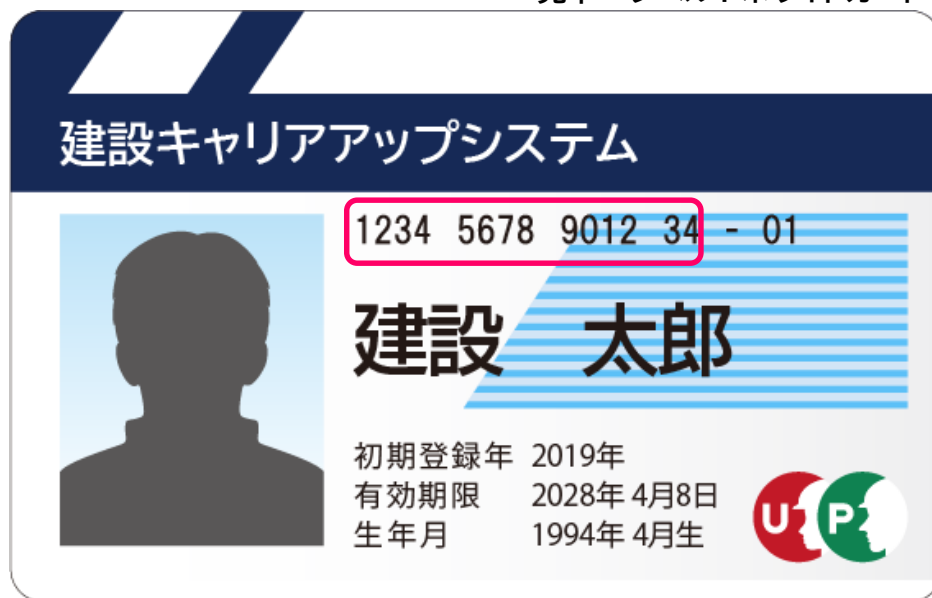
※就業履歴がCCUSに蓄積される。



- 技能者登録が完了すると、建設キャリアアップカードが届きます。
- まずレベル1のホワイトカードが交付され、経験・資格を重ね能力評価を受けて、ブルー➡シルバー➡ゴールドへとレベルアップさせていきます。

【表面】

見本：レベル1 ホワイトカード



技能者ID(14桁)



【裏面】



セキュリティコード



! 常に技能者が携帯してください。

- ICチップが内蔵されている非接触型カードです。
- 技能者IDのみがデータ記憶されているのでセキュリティ対策されています。

カードに同封される「ご利用上のご注意」をご確認ください。

カード取扱時の諸注意

- <保管> クレジットカードと同等の扱い
- <使用> 折り曲げない
- <勤務> 高周波や強い紫外線の環境では身につけない

- 建設キャリアアップシステムの「登録する」をクリックして下に移動すると、登録する所にたどり着きます。
- 認定登録機関で申請する場合の手続きの確認もできます。

ホームページURL <https://www.ccus.jp/>

「建設キャリアアップシステム」トップページ

登録画面(事業者・技能者・代行申請)



ホーム > 登録する

登録のポイント

ポイント①

申請方法は、インターネット申請と窓口（認定登録機関※要予約）申請の2つの方法があります。

ポイント②

事業者登録→技能者登録の順番での登録をおすすめしております。（所属事業所の登録がスムーズになります。）※留意点

ポイント③

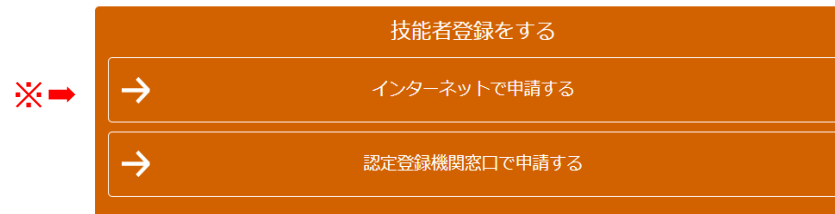
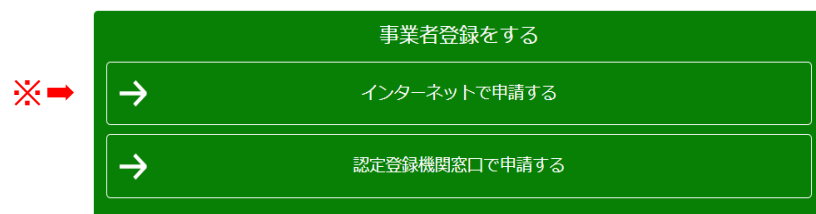
技能者登録は「簡略型」と「詳細型」の2段階の登録方法があります。登録（申請）方法の詳細（PDF）を見る

画面を下に移動すると「事業者登録」「技能者登録」「代行申請」できる箇所になります

登録をする画面(入口)

事業者登録

技能者登録



申込み



申込み



代行申請とは、技能者や事業者の新規申請において、申請者本人に代わって、申請者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者などが登録の手続きを行うことです。

1. 代行申請に必要な準備(事業者)IDの取得と同意書の取得

①事業者IDの取得

・代行申請する方は、建設キャリアアップシステムに事業者登録を行い事業者IDを取得しておく必要があります。

②同意書を取得する(3種類必要)

・「代行申請同意書」「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」を代行申請する事業者代表者、技能者本人から取得してください。

2. 「代行申請同意書」「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」

建設キャリアアップシステムホームページ「代行申請」タブの「同意書の準備」からダウンロード

The screenshot illustrates the steps to download necessary consent forms for proxy application on the CCUS website:

- Step 1:** Click on the **登録** (Registration) button in the top navigation bar.
- Step 2:** Scroll down to the **代行申請** (Proxy Application) section.
- Step 3:** Click on the **同意書の準備** (Preparation of Consent Forms) link.
- Step 4:** Download the required forms:
 - 技能者用 新規登録申請/代行申請同意書 (Skill Worker New Registration/Proxy Application Consent Form)
 - 技能者用 新規登録申請/個人情報の取り扱い同意書 (Skill Worker New Registration/Personal Information Handling Consent Form)
 - 技能者用 新規登録申請/システム利用規約同意書 (Skill Worker New Registration/System Terms of Use Consent Form)
 - 事業者用 新規登録申請/代行申請同意書 (Business New Registration/Proxy Application Consent Form)
 - 事業者用 新規登録申請/個人情報取り扱い同意書 (Business New Registration/Personal Information Handling Consent Form)
 - 事業者用 新規登録申請/システム利用規約同意書 (Business New Registration/System Terms of Use Consent Form)

- インターネット申請の流れを説明します。
- ①事業者登録、②技能者登録の順で手続きを行ってください。
- 申請に「不備」が無い場合、事業者ID、技能者ID・カード等は約4週間でお手元に届く予定です。
- 登録完了時に受領する「ID」、「パスワード」、「セキュリティコード」は非常に重要です。厳重に管理してください。

① 事業者登録

インターネット申請ガイダンスを確認

申込（情報入力、必要書類画像添付）
事業者証明書類、社会保険等の加入証明書類

申請内容の確認・審査【基金】

登録料の支払

※資本金により異なる
一人親方は無料、個人事業主は6000円

事業者登録完了
事業者ID、管理者IDの通知の受領

※管理者ID利用料の支払
一人親方は2400円/年間、個人事業主、法人は11400円/年間

審査完了後、システム登録料金額のご案内のメールが届きます。決済ボタンを押し、支払方法を選択します

② 技能者登録

インターネット申請ガイダンスを確認

申込（情報入力、必要書類画像添付）
顔写真、本人確認書類、
社会保険等の加入証明書類、保有資格等

登録料の支払

※簡略型2500円、詳細型4900円

申請内容の確認・審査【基金】

技能者登録完了
技能者IDの通知の受領
建設キャリアアップカードの受領

カードの受領先として、日中受け取ることができる会社の住所を推奨します

技能者の登録料（税込）

●簡略型登録料：2,500円

※インターネット申請のみ受付

●詳細型登録料：4,900円

※ネット申請・認定登録機関いずれも可

●詳細型への移行：2,400円

※簡略型との差額分

※カードの有効期限は、いずれも10年

※有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します

60歳以上の技能者の特例措置

①2023年3月迄にインターネット申請した60歳以上の方は、各登録料から500円値引き

●簡略型登録料：2,000円

●詳細型登録料：4,400円

●詳細型への移行：2,400円

②カードの有効期間は15年
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

事業者の登録料・利用料（税込）

①事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は無料です

※個人事業主の方の登録料は6,000円です

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料 金
1あたり	11,400円 (950/月)
一人親方	2,400円 (200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます

③現場利用料

就業履歴回数	料 金
1回	10円

※月ごとにまとめて元請の登録責任者に請求されます
登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます

	事業者登録料	管理者ID利用料	現場利用料
請求時期	申請後、運営主体より請求	事業者登録により自動作成 月末締め、翌月初旬に請求書を送付 IDの追加手続きをおこなうと、 請求書を作成・送付	月末締め、管理者ID利用料と まとめて翌月初旬に請求書を送付 ただし、一定額（1,500円）に満たない場合、最大 6ヶ月間請求の繰り越し
支払期限	※入金確認後、IDの通知	当初登録月の翌々月10日	履歴情報登録月の翌々月10日
支払方法	コンビニ・銀行・クレジット払いのいずれか	銀行振込	銀行振込

事業者登録は、①「事業者証明」と②「社会保険等の加入証明」の2つが必要

①事業者証明書類(写し)

JPEG

建設業許可がある場合

- ・「建設業許可証明書」または
- ・「建設業許可通知書」

※建設業許可番号から資本金などの建設業許可データを参照

建設業許可がない場合

法人

- ・「事業税の確定申告書」または
- ・「納税証明書＋履歴事項全部証明書」

※資本金が確認できるもの

個人事業主と一人親方

- ・「納税証明書」
- ・「所得税の確定申告書」
- ・「個人事業の開始届」のうち1つ

②社会保険等の加入証明書類(写し)

JPEG

健康保険・年金保険

- ・領収証等 **出納印あり**
- ・社会保険料 納入証明書 **証明者印あり**
- ・健康保険・厚生年金保険 適用確認願
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者 標準報酬月額決定通知書
- ・健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

雇用保険

- ・雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控
- ・納付書・領収証書 **受領印あり**
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 **出納印あり**
- ・労働保険料等納入通知書 **受付印あり**

その他、労災保険など

- ・建設業退職金共済契約者証
- ・中小企業退職金共済手帳
- ・労働者災害補償保険 特別加入申請書
- ・労災保険特別加入 加入証

事業者情報登録
申請書の手引加入社会保険等証
明書類見本一覧

❗ 詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 事業者編をご確認ください。

簡略型

	項目	必須	入力項目と「主な添付書類」
1	本人情報	☐	技能者氏名 「顔写真」
		☐	生年月日 「運転免許、マイナンバーカード等」
		☐	性別
		☐	血液型
		☐	国籍 (外国籍の方のみ)
		☐	現住所
		☐	電話・FAX番号 (いずれか)
		☐	メールアドレス
			CCUSカード送付先 (現住所と違う場合のみ)
			緊急連絡先:住所 (現住所と違う場合のみ)
		☐	緊急連絡先:電話番号
		☐	緊急連絡先:氏名
2	所属事業者情報	☐	所属事業者 (※1)
3	職種	☐	職種選択
4	経験等		過去の経験(自由記述)
5	社会保険	☐	健康保険 (※2) 「健康保険被保険者証」
		☐	年金保険 (※2) 「標準報酬月額決定通知書」
		☐	雇用保険 (※2) 「雇用保険被保険者証」
6	建退共	☐	被共済者番号 (※2) 「建退共退職金共済手帳」
7	中退共	☐	(※2) 「中小企業退職金共済手帳」

詳細型

	項目	必須	入力項目と「主な添付書類」
8	労災保険特別加入	☐	労災保険整理番号 (※2) 「確認書類」
9	健康診断		健康診断種別コード
10	学歴		学校名 「卒業証明書」
11	登録基幹技能者資格		資格名選択
12	保有資格等		資格名選択 「講習修了証等」
13	研修等受講履歴		研修名 「受講履歴確認書類」
14	表彰履歴		表彰名 「表彰履歴確認書類」

簡略型は7項目、詳細型は14項目の登録が必要

※1 基本情報は事業者登録情報から参照。
メールアドレス・雇用形態を入力。

※2 加入の有無についての選択及び加入している場合の
必要項目の入力が必要。

○技能者登録に必要な書類は「顔写真」「本人確認書類」「社会保険等の加入証明書類」「保有資格」などです。

インターネット申請に必要な書類

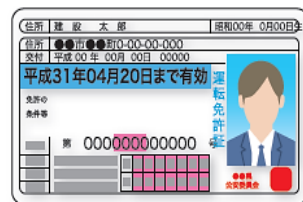
書類はJPEGデータで提出

○顔写真



6か月以内に撮影した
鮮明で正面・無帽・無背景のもの
アップロード時に編集可能です

○本人確認書類



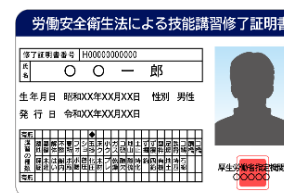
氏名、顔写真、
現住所、生年月日
を確認できるもの

日本国籍の方
免許証、マイナンバーカードのうち1点

外国籍の方
特別永住証明書、在留カードのうち1点

通称併記や旧姓表記を希望の場合
通称名・旧名記載の住民票など

パスポートを提出する場合
パスポートと住民票などの現住所の記載
がある公的身分証明書を併せて提出



※文字が読み取れること
※有効期限内のもの
※本人以外の記載内容には
必ずマスキング(消す)

技能者情報登録
申請書の手引

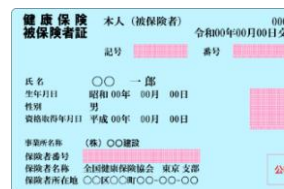
加入社会保険等
証明書類見本一覧



○社会保険等の加入証明書類

健康保険被保険者証
厚生年金等加入証明書
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)
建設業退職金共済手帳
中小企業退職金共済手帳
労働者災害補償保険特別加入申請書
労災保険特別加入 加入証

- 卒業証明書
- 登録基幹技能者証明書類
- 保有資格証明書類
- 研修受講証明書類、表彰履歴確認書類



詳細は「技能者情報登録申請書の手引」や「加入社会保険等 証明書類見本一覧」をご確認ください。

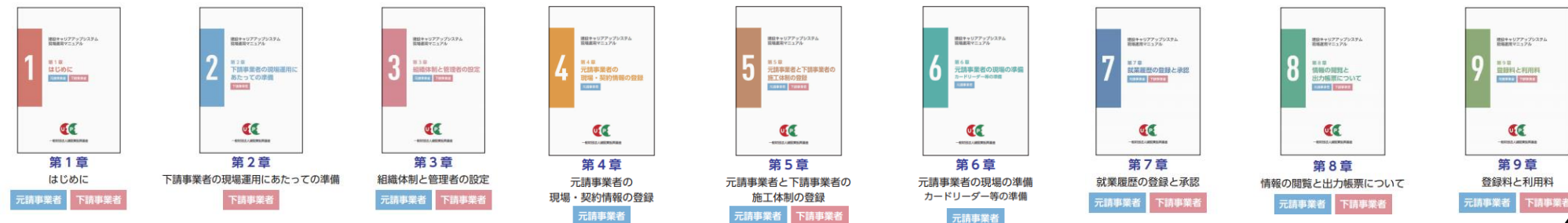
建設キャリアアップシステム ホームページ トップカテゴリ「各種資料」⇒「運用関係資料」をクリック



現場運用マニュアル 全9章の構成

- 第1章** はじめに
- 第2章** 下請事業者の現場運用にあたっての準備
- 第3章** 組織体制と管理者の設定
- 第4章** 元請事業者の現場・契約情報の登録
- 第5章** 元請事業者と下請事業者の施工体制の登録
- 第6章** 元請事業者の現場の準備
カードリーダー等の準備
- 第7章** 就業履歴の登録と承認
- 第8章** 情報の閲覧と出力帳票について
- 第9章** 登録料と利用料

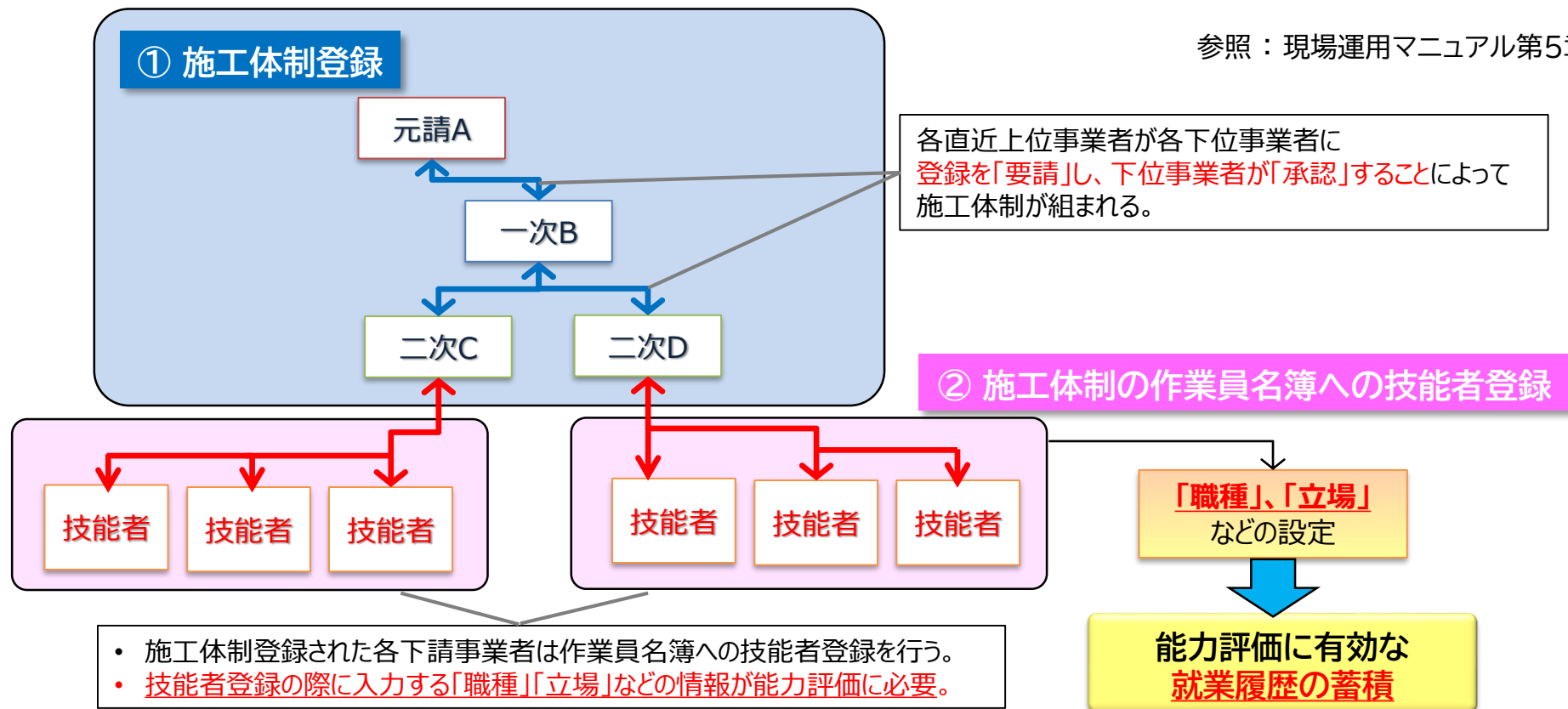
現場運用マニュアル 表紙デザイン



「施工体制登録」と「作業員名簿への技能者登録」について

- 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するためには、技能者の「職種」と「立場」の情報を付加した上でCCUSに登録することが必要。
- 技能者の能力評価制度では、「職種」に加え、職長や班長という一定の「立場」での就業履歴がレベルアップの要件とされている。この「職種」と「立場」は、元請事業者と下請事業者が「施工体制登録」と施工体制の「作業員名簿への技能者登録」を行うことにより能力評価の就業日数に付加される。
- 職長・班長などを設定せずにCCUSに就業履歴を蓄積すると能力評価基準を満たさないデータということになってしまうので、**確実に「施工体制登録」、「施工体制技能者登録」を行うことが重要。**

参照：現場運用マニュアル第5章



6.CCUS登録などの様々なサポートについて

登録・現場利用に係るサポートツール一覧

建設キャリアアップシステム認定登録機関一覧

建設キャリアアップシステム認定登録機関での登録フロー

CCUS登録行政書士の育成・活用

国土交通省ポータルサイト

youtube CCUSチャンネル

- 建設キャリアアップシステムへの事業者登録、技能者登録にあたっては、「インターネット申請」と、窓口において対面で登録までの一連の手続きを行うことのできる「窓口申請」の2つの申請形式があり、それぞれに応じたサポートを用意。
- また、建設キャリアアップシステムの工事現場での利用をサポートするため、「FAQ(よくあるご質問)」を掲載しているほか、メールでの問い合わせを希望する方のために「お問い合わせメールフォーム」、YouTubeを活用した動画説明「CCUSチャンネル」、CCUS担当者から現場運用等に関する説明を受けた上で直接質問・相談をすることができる「CCUSサテライト説明会」を活用することも可能。

事業者登録、技能者登録 に当たってのサポート		現場利用に当たってのサポート	その他
窓口申請をする場合	インターネット申請 をする場合		
FAQ(よくあるご質問)			
認定登録機関			
	お問い合わせメールフォーム		
	CCUSチャンネル		
	CCUSサテライト説明会		
	CCUS認定アドバイザー		
	CCUS登録行政書士		

新規登録の対面での「登録窓口」(認定登録機関)は、現在、全国に200箇所以上あります。
新規の事業者登録・技能者登録をお急ぎの皆様は、是非、認定登録機関をご利用ください。
申請書類も入手できます。 **※受付時間を確認し、必ず電話でご予約してください。**

①CCUSToppページ内「認定登録機関」をクリック

建設キャリアアップシステム

事業者登録 技能者登録 ログイン

CCUSについて 登録する CCUSを使う 各種資料 説明会・サポート FAQ (よくあるご質問)

建設業と技能者を支える
建設キャリアアップシステム

CCUS

CCUSについて >

登録
登録する

認定登録機関

CCUSを使う

CCUSチャンネル

FAQ (よくあるご質問)

システム運用状況

就業履歴登録
アプリケーション
建レコ・カードリーダー

就業履歴データ登録
標準API連携認定システム

各種資料

登録事業者検索

②PDFページが開きます (随時更新)

○「認定登録機関」とは、申請書類の受け取りや記入補助を行い、本人情報や資格等の真正性を確認し、「登録のできる窓口」機関です。

- 悪天候等の都合により受付時間等が変更となる場合もございますので、窓口にお越しの際は**事前に電話確認**をお願い致します。
- 申請書を持参する際、「登録申請書専用封筒」に申請書類一式を入れてご持参ください。

【注1】申請書は事前に記入し、登録料を支払った上で窓口に来訪してください。

【注2】記入漏れ、添付書類ミスによる申請不備が多く発生しています。「手引き」やホームページに掲載している「留意事項」を確認の上、ご記入ください。

【注3】技能者申請において、運転免許証、マイナンバーカードおよびパスポートを保有していない場合、本人確認のため、下記認定登録機関に申請者本人の来訪が必要となります。



建設キャリアアップシステム認定登録機関リスト

更新

山形県						
役割	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	行政書士法人ワンチーム	山形市七日町1-4-10	023-631-6305	https://www.1team-y.com/	9:00-17:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
宮城県						
役割	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	宮城県建設職組合連合会	仙台市宮城野区二十人町301-3 宮城県建設業国民健康保険組合会館2階	022-792-7031	https://mjyagi-kenren.com/	9:30-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
福島県						
役割	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	福島県建設労働組合連合会	安達郡大玉村玉井字北ノ内65-1	0243-68-2121	http://kenseitufukushima.gr.jp/	10:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
茨城県						
役割	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	全建総連茨城県建築連合会	水戸市河和田町4382-35	029-257-6761	http://www.i-kenren.sakura.ne.jp/	9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	日立市建設組合	日立市本宮町3-26-37	0294-21-0711	http://www.hitachibg-kenren.jp/	9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	全建総連水戸市建築業組合	水戸市吉吉町63-1	029-239-3731		9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	猿島土建一般労働組合	古河市高野671-1	0280-23-4773		9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	首都圏建設産業ユニオン茨城支部	つくば市高原1-1-29	029-871-0219		9:30-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時~13時の時間帯は不在 ※要予約

認定登録機関 で登録

..... 申請書類の受け取りや記入補助、及び本人情報や資格等の真正性を確認し、
情報をシステムに登録するなど、**運営主体と同程度の業務を行う機関**



不備書類への補記サポート 不備があった箇所は担当者が申請書に補記します。

【例】提出物のチェックミス

社会保険の加入証明(標準報酬月額決定通知書)に、
ご本人以外の情報が記載されています。

➡ マスキング処理します。

【例】チェック漏れ

社会保険加入状況のチェック漏れがありました。

➡ 加入にチェックします。

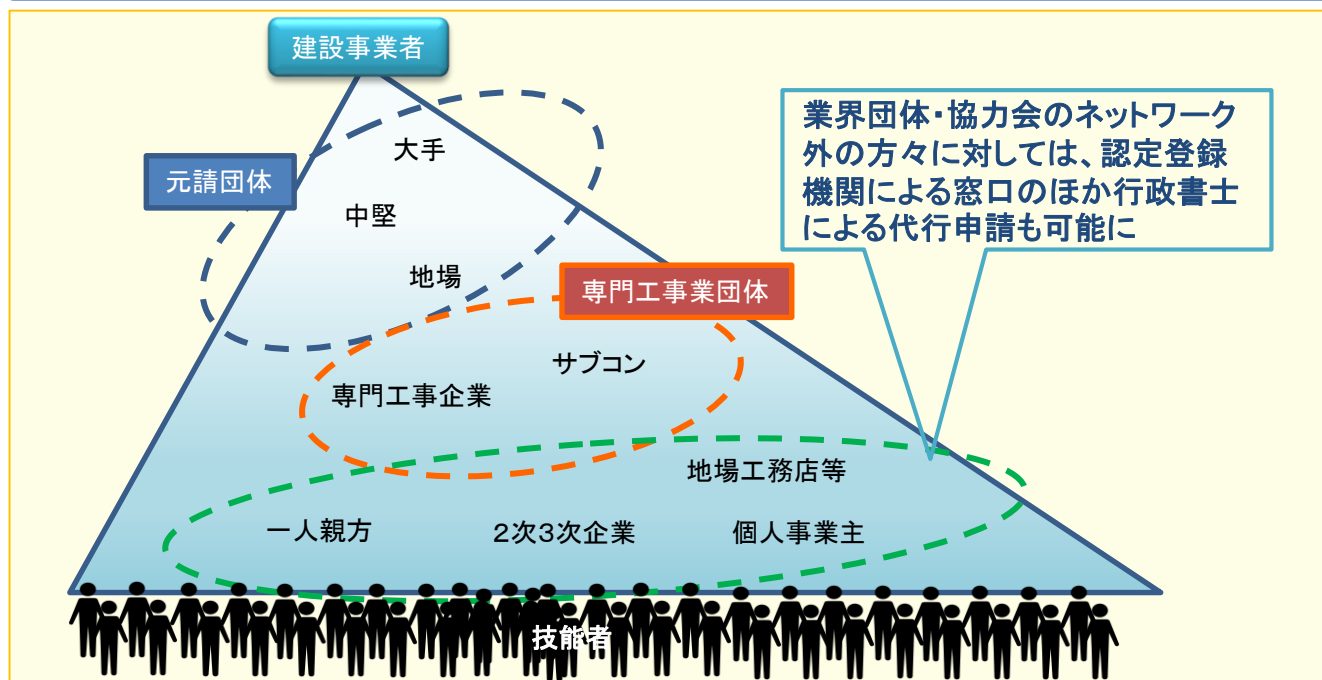
【例】日付の記入ミス

➡ 資格証の受講日に合わせて訂正します。



登録申請書の項目ごとに
「事務局チェック欄」にレ点を記入

- 地方部におけるCCUS普及促進には、業界団体・元請協力会等のネットワークに属さない小規模事業者の登録が急務。なお、小規模事業者は自ら登録が困難な場合も少なくない。
- このため、小規模事業者とも接点を有する行政書士による代行申請を開始(2022年2月)。
- CCUSの実務習得のためのオンライン講習を実施し、これを受講した者を「CCUS登録行政書士」としてCCUSホームページにおいて公表、利用者の登録に向けた選択肢を広げたところ。



CCUS登録行政書士 2023.1.8			
北海道	48	滋賀県	6
青森県	7	京都府	11
岩手県	7	大阪府	60
宮城県	19	兵庫県	33
秋田県	5	奈良県	6
山形県	6	和歌山県	2
福島県	16	鳥取県	5
茨城県	15	島根県	3
栃木県	12	岡山県	11
群馬県	13	広島県	21
埼玉県	37	山口県	11
千葉県	35	徳島県	4
東京都	87	香川県	4
神奈川県	29	愛媛県	7
新潟県	7	高知県	5
富山県	3	福岡県	42
石川県	4	佐賀県	2
福井県	3	長崎県	8
山梨県	7	熊本県	12
長野県	9	大分県	6
岐阜県	9	宮崎県	7
静岡県	31	鹿児島県	10
愛知県	41	沖縄県	10
三重県	10	合計	746

(参考)

- 行政書士の事業者ID取得者数 1,168人(2022年11月末)
- 実務講習受講済者 964人(2023年1月8日現在) → **CCUS登録行政書士**
- 行政書士による代行申請の状況(2022年4月~8月)
技能者2,951件/109,949件(2.7%) 事業者900件/11,249件(8.0%)

※全ての代行申請に占める行政書士が行った代行申請の割合

建設キャリアアップシステム国土交通省ポータルサイト

CCUSホームページ

① 国土交通省ポータルサイトをクリック

② 外部リンクが開きます

登録する

認定登録
(登録のでき

国土交通省
ポータルサイト
(外部リンク)

就業履歴
アプリケー
建レコ・カード



建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見通しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国土省と建設業団体が連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

CCUSの概要 ※ (外部サイト) ○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します	建設業振興基金CCUSサイト ※ (外部サイト) ○システムへの登録や利用に関する情報です	建設業の役割・魅力の発信 (関連リンク集) ○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です
労務費等につなげる取組 ○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します	建退共との連携 ○建退共の電子申請方式等との連携を進めています	公共工事でのインセンティブ ○直轄工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています
技能者の方の能力評価制度 ○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します	施工能力等の見える化 ○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します	各種施策連携・支援策 ○ハローワークや、各種助成制度他の施策との連携を推進しています
現場利用の手引き ○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します	下請事業者向け手引き ○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します	技能者向け手引き ○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します
CCUS登録事業者検索 ※ 建設業振興基金へ (外部) ○登録済事業者が検索できます	推進体制 ○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています	関係資料 ○制度全般に関する通知や関連資料等をご紹介します

CCUSでは、YouTubeに「**CCUSチャンネル**」を開設し、

- システムの概要説明
 - **CCUSの操作を簡単に説明した「CCUSかんたんガイド」**
 - CCUS関連の情報を整理したCCUS NEWS
 - CCUSを活用し事業展開を図る企業を紹介するCCUS Focus On
- 等様々なコンテンツを提供しています。

チャンネル登録頂きますとコンテンツ追加のお知らせが届きます！

チャンネル登録お願いします！

「CCUSかんたんガイドシリーズ」

技能者関連付け ②技能者を自社のシステムに 関連付けます 6:10	技能者関連付け再申請の対処法 5:51	技能者関連付け①要請と承認 6:55	作業員名簿パターンの登録 3:35	行政書士のCCUS事業者登録の申請方法について 15:15
CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「自社に所...	CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「技能者の...	CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「自社技能...	CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「作業員名簿...	行政書士のCCUS事業者登録の申請方法について

各種「CCUS解説動画」

事業者⇔技能者関連付け 5:40	建設キャリアアップシステム(CCUS)概要 9:29	なるほど！事業者代行申請 28:33	なるほど！技能者代行申請 35:42	15分で学ぶ！現場運用 16:51
必見！事業者⇔技能者関連付け（変更申請の方法）	建設キャリアアップシステム（CCUS）概要	なるほど！事業者代行申請 1.3万 回視聴・1 年前	なるほど！技能者代行申請 1.2万 回視聴・1 年前	15分で学ぶ！現場運用 8526 回視聴・1 年前

CCUSチャンネル
はこちらから➡



CCUS NEWS

5:08	7:45
CCUS NEWS 元請証自ポイント実証実験（奥村組）に...	CCUS NEWS 東急建設サポーデスク109のご紹介

CCUS Focus On

9:05	3:10
CCUS Focus On 第3回（一社）職人育成塾 様	【ダイジェスト版】CCUS Focus On 第2回 福井建設...

高校生向けCCUS紹介アニメ

7:48
CCUSイメージアニメ『CCUSを知っていますか？』